

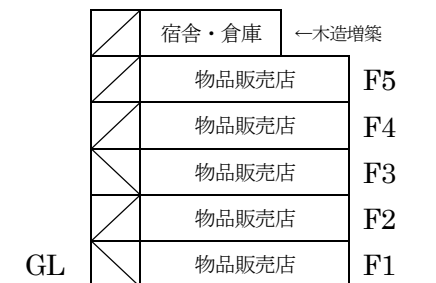
違反是正事例（事例 7－1）

テーマ < 違反処理を実施する組織体制 平成27年度 >

▶ 小中規模消防本部において多数の法令違反を是正した事例

防火対象物の概要（平成 17 年 9 月の立入検査時）

- (1) 用途 特定用途対象物(4)項（物品販売店舗）
- (2) 構造・規模 昭和 43 年竣工、46 年及び 62 年に増改築
鉄筋コンクリート造 地上 5 階（屋上の一部に木造建築物）
屋内階段 2、屋外階段 1
建築面積 603 m² 延べ面積 2,609 m²
無窓階 1～4 階
収容人員 500 名
- (3) 消防用設備等 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、誘導灯
- (4) 関係者等 代表取締役会長 A（親）
代表取締役社長 B（息子）
店長・防火管理者 C



違反処理の概要

(1) 端緒

平成 17 年 9 月、建築物防災週間に伴う建築部局との合同立入検査において、多数の消防法令違反及び建築基準法令違反が併存していることを確認した。

(2) 違反事項（平成 17 年 9 月合同立入検査の結果）

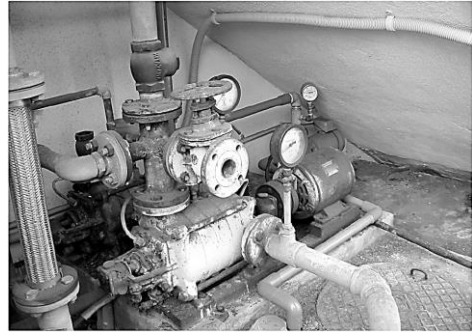
ア 消防法令違反

- ・防火管理者の未選任
- ・消防訓練の未実施
- ・防火対象物定期点検の未実施
- ・各階店舗内のじゅうたん防災表示なし
- ・屋内消火栓設備の作動不良（ポンプ腐食により作動せず）

- ・自動火災報知設備の受信機・感知器の型式失効、未警戒区域多数
 - ・非常放送設備未設置
 - ・誘導灯の未点灯多数
- イ 建築基準法違反
- ・防火戸及び防火シャッター不具合による堅穴区画の機能障害（昭和46年増築部分）
 - ・屋上に違法建築物（昭和62年）

(3) 指導概要

- 平成17年9月 建築部局との合同立入検査の後、実況見分及び店長Cの質問調書
 店長「予算計上の必要な事項については、社長に権限があり指示がなければ改修はできない」
 火災危険の高い「堅穴区画の機能障害」及び「屋内消火栓の作動不良」について警告書を交付
- 平成18年2月 履行期限が到来するが、人事異動等により違反処理が中断
- 平成21年12月 消防用設備等点検結果報告書が提出され、改修されていない状況を確認
- 平成22年1月 立入検査の実施（違反事項は平成17年から変わりなし）
 違反状態の確認、違反事項の構成要件と根拠法令の再検討を行う。
 最終的には是正させるまでの違反処理手順の調整と、消防長による命令・告発を視野に入れた違反処理を実施する組織決定
 改修報告期限を2週間とし、立入検査結果通知書を交付
 名宛人は、不動産登記簿及び商業登記簿で確認し、A、Bの連名とした。
 建築基準法違反は建築部局と協議し、消防としては告発までを視野に入れ対応することを伝え、連携を図ることとした。
- 平成22年2月 改修報告書未提出
- 平成22年3月 改修意思の確認のため、出頭要請書を管理権原者に配達証明郵便で送付
 本社経理担当者及び店長が委任状持参で出頭したため質問調書
 「不景気で金銭的な理由により改修が遅れている」
 「管理権原者から、改修に係る具体的な指示は出ていない」との供述
 翌週、実況見分の実施
- 平成22年4月 質問調書、実況見分調書などを整え、違反調査報告書を消防長へ提出
- 平成22年5月 警告書を手交にてA会長に交付するとともに、質問調書を実施
 「予算執行を含んだ実質の経営権は息子のBにある」との供述
 警告事項は次のとおり
- ・屋内消火栓設備改修、堅穴区画改修・・・履行期限3か月
 （消防法第17条・建基法第36条）
 - ・自動火災報知設備改修、放送設備の設置・・・履行期限2か月
 （消防法第17条）
 - ・防火対象物定期点検の実施・・・履行期限1か月
 （消防法第8条）



改修を指摘した屋内消火栓設備のポンプ

平成 22 年 8 月 現場追跡調査→屋上の木造違反建築物の撤去を確認

平成 22 年 9 月 命令の手続き準備中、消防用設備等の着工届が提出

平成 22 年 12 月 設置届を受理→全ての消防法令違反が是正

(4) 建築基準法違反の是正

残った建築基準法違反について、上位措置による是正が必要かどうかの判断がつかなかったため、違反是正支援アドバイザー制度を活用し、消防法令違反が是正されたこと、堅穴区画不備の階段以外に別の屋内階段及び屋外階段があること、消防用設備等の改修設置及び消防訓練の実施等から、有効な消火・避難などの初動作が可能であると判断し、上位の措置は留保することとした。

堅穴区画の不備は、建築部局と協議し、防火戸を改修し区画形成できるよう指導することとし、B社長に出頭要請をかけ、平成 23 年 9 月、催告書を交付し、「年度内には是正する」旨の誓約書を受領した。

※ 本事例は、月刊フェスク 2011 年 12 月号掲載「市民のために、粘り強く」(周南市消防本部)から引用しました。

原文は、違反是正支援センターホームページ「月刊フェスク」からダウンロードできます。

http://www.fesc.or.jp/ihezesei/fesc/pdf/2011_12.pdf

(事例7-1) グループ検討

テーマ < 違反処理を実施する組織体制 平成27年度 >

1. 長期間未是正の対象物について

本事例では、違反の覚知から違反処理、是正完了まで長期間を要していますが、長期間消防法令の重大違反が継続する対象物をなくすためには、どのような体制を構築すべきか、違反対象物の管理把握体制等を中心に、自己の組織で取り入れている手法等を踏まえ検討してください。

2. 違反処理への移行

本事例は、違反の覚知から長期間経過した後に、違反処理の方針を組織的に決定した事例になりますが、違反処理へ移行するタイミング（移行基準）や組織としての意思決定の工程等について、自己の組織体制を踏まえ検討してください。

3. 限られた人材の中で違反是正を行う方法

本事例では、アドバイザー等からの助言や支援を受け、違反是正を進めていくことができたが、違反是正業務が滞りなく継続できるよう組織内部間での協力体制と外部組織への支援体制のあり方について検討してください。

また、違反是正の中長期的な計画・目標や、限られた人材の中で優先すべき事項や中長期的な計画等についても自己の組織体制を踏まえ検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

(テキストに資料として、「[査察規程の作成例](#)」を掲載しています。)